焼津市農業委員会7月総会議事録

1 日時

令和4年7月15日(金)午後2時 ~ 午後3時

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	0	8	村松 章	0	1 5	杉本 芳郎	0
2	有谷 歳幸	0	9	鶴橋 俊次	0	1 6	石野 惠一	0
3	小長谷 鈴枝	0	1 0	桜井 亮平		1 7	藁科 光生	0
4	河合 英夫	0	1 1	石田 芳雄		1 8	鈴木 孝治	0
5	深津 三郎	0	1 2	柗村 輝夫		1 9	山下 早苗	0
6	横山 文哉	0	1 3	村松 正二	0			
7	村田 忠夫	0	1 4	八木 榮志	0			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について
 - 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について
 - 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
 - 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
 - 第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について
 - 第6号 転用等確認について
- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可について
 - 第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可について
 - 第4号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。
	総員19名中、ただ今の出席委員は、 <u>19名</u> です。よって、農業委員会等に
	関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので
	本総会は成立しています。
議長	定刻になりましたので、ただ今から令和4年7月総会を開会します。それで
	は初めに、本日の議事録署名人を指名します。10番桜井亮平委員、11番石
	田芳雄委員の両名にお願いします。それでは報告事項から始めます。
	報告第1号から報告第6号までを一括して議題といたします。事務局の説明
	を求めます。
事務局	【報告第1号から報告第6号までを朗読】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑】
	質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認
	することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定し
	ました。
	続きまして、議事に入ります。
	議案第1号、農地法第4条の規定による許可についての番号2を審議しま
	す。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号2を朗読後、説明】
	本件は、花沢の農地218㎡について、農家住宅の敷地拡張のため、転用し
	たいという申請であります。
	申請人は現在、農作業車を含め6台の車両を有しておりますが、自己及び来
	 客用駐車場が不足しているため、申請地について5台分の駐車場と物干し場と
	して利用したく、今般の申請に及んだものであります。
	申請地は、サッポロビール静岡工場より北東へ約700mに位置している第
	1種に該当する農地です。
	申請地の北側は道路、南側は田、東側は申請人の自宅敷地、西側は申請人が
	所有する畑であります。
	審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既
	存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2
	分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できるこ
	とから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
附及八	す。
I	10

地区委員	ただいまの事務局の説明の通りです。
12番	7月2日に東益津の農業委員、推進委員全員で現地調査を行いました。
	申請人の家族は大人数で生活しており、現状では駐車場が不足している状態
	であります。
	申請地は年に数回大雨で冠水する地域にあるため、このような嵩上げした場
	所でないと駐車場としては成り立ちません。
	周辺農地への影響も軽微なので、地区審査では許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、
	番号2を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第1号、番号2は許可することに決定しました。
	次に、議案第1号の番号3を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号3を朗読後、説明】
	本件は、上小杉の農地100㎡について、住宅敷地の拡張のため、転用した
	いという申請であります。
	申請地は申請人の自宅敷地に隣接しており、今回住宅敷地の一角として庭園
	として利用するため、住宅敷地の拡張にて今般の申請に及んだものでありま
	す。
	申請地は、県立清流館高校より東へ約700mに位置している第3種に該当
	する農地です。
	申請地の北側及び東側は申請人の自宅敷地、南側は雑種地、西側は同居の親
	 族が所有している田であります。
	なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。
	■ 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。
	周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許
	 可相当に該当する案件であると考えます。
	 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	申請人のご主人が亡くなり土地を相続した際に、住宅敷地の中に農地が残っ
15番	ていることが判明し、それを是正するために、本申請に及んだものであります。
	始末書の提出もあり、周辺農地への影響も軽微であることから、地区審査で
	は許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
 議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
FIRE	NOTAL TIME TO COLOR DELLA DICTION TO DELLA DICTION O

	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、
	番号3を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第1号、番号3を許可することに決定しました。
	次に、議案第1号の番号4を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号4を朗読後、説明】
	本件は、上小杉の農地12.61㎡について、道路敷地の拡張のため、転用
	したいという申請であります。
	申請地の隣接地に事業所のある事業者が自社敷地からの通行路として、申請
	地に接している道路を利用するにあたり、道路幅員が狭小であることから通行
	に際し支障を来すため、作業効率の向上及び申請人も今回住宅の建築を予定し
	ていることから住宅への進入が円滑となるようにするため、今般の申請に及ん
	だものであります。
	申請地は、航空自衛隊静浜基地より北西へ約700mに位置している第3種
	に該当する農地です。
	申請地の東側及び南側は道路、西側は申請人が所有する田、北側は宅地であ
	ります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
HIX IX	す。
地区委員	'°
15番	申請地の隣接する事業者の資材置場へ進入するためには現状では道路が狭
I O'H	く、また、隣接地に建築予定の農家住宅への出入りも容易になることから、道
	路拡幅の本申請に及んだものであります。
	周辺農地は全て同時申請の転用予定地であり、営農上の支障もないことか
	ら、地区審査では許可相当と判断しました。
	び で 審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、 番目 4 た 許可 オスこしにご 思禁 たい まけんか
	番号4を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第1号、番号4は許可することに決定しました。
	次に、議案第1号の番号5を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。

事務局	【議案第1号、番号5を朗読後、説明】
	本件は、上小杉の農地321㎡について、住宅敷地として利用するため、転
	用したいという申請であります。
	申請人は申請地に隣接する土地に居住しておりましたが、相続にて受け継い
	だ居宅及び敷地が広大であるため、高齢により管理しがたく憂慮していたとこ
	ろ、隣地の事業者から土地の譲渡についての依頼もあったことから、居住して
	いた居宅及び敷地を売却し、申請地に小規模な住宅を建築するため、今般の申
	請に及んだものであります。
	申請地は、航空自衛隊静浜基地より北西へ約700mに位置している第3種
	に該当する農地です。
	申請地の東側及び南側は道路、西側は申請人が所有している田及び畑、北側
	も申請人が所有している田及び畑であります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	ただいま事務局から説明があったとおりです。
15番	農家住宅へ転用したいという申請であります。
	現在居住している住宅は、敷地の面積が大きく、隣地の事業者から譲っても
	らいたいとの話を受けたことから、代わりに本申請地へ農家住宅を建築したい
	とのことです。
	周辺農地は全て同時申請の転用予定地であり、営農上の支障もないことか
	ら、地区審査では許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、
	番号5を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第1号、番号5は許可することに決定しました。
	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申
	請について」の番号2、及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可につ
	いて」の番号15は、関連する議案でありますので、一括して審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第2号、番号2及び議案第3号、番号15を朗読後、説明】
	本件は、北新田の農地310㎡について、当初計画者が昭和48年に農地法
	第5条の許可をとり、住宅敷地として建築を行う予定でしたが、所々の事情に
	より実現されず現在に至ります。現在の所有者は当初計画者の長女であります

	が、相続を5年前にするまで申請地の存在、当時の状況、経過も把握しておら
	ず、また、既に市外に自宅もあり、また、今後の利用予定もないため、今般、
	申請地を譲渡したく本申請に及んだものです。
	承継者においては、現在は夫の実家にて間借りして家族3人で暮らしており
	ますが、子どもの成長に伴い住居が手狭となってきたため、今後の生活設計を
	視野に入れ、申請地に住宅を建築するため、今般の申請に及んだものです。
	申請地の場所は、第三ゆりかご保育所より北東へ約300mに位置している
	第3種に該当する農地です。
	申請地の北側と南側は宅地、東側は畑、西側は道路、宅地であります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
推進委員	ただいま事務局から詳しく説明があったとおりです。
村松忠則	先日現地調査をした結果、申請地周辺の三方は住宅に囲まれていて、周辺の
	農地へ与える影響も軽微であることから、地区審査では許可相当と判断しまし
	た。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の
	番号2を承認し、議案第3号の番号15を許可することにご異議ありません
	力。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第2号の番号2を承認し、議案第3号の番号15を許
	可することに決定しました。
	次に、議案第3号の番号13を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号13を朗読後、説明】
	本件は、中里の農地299㎡について、分家住宅敷地に転用したいという申
	請であります。
	借人は、現在住所地にて家族3人でアパート暮らしをしておりますが、子供
	の成長に伴い現在の住居では手狭となり、不便となったことから、借人の父が
	所有する農地を借り受けて自己の住宅を建築したく、今般の申請に及んだもの
	所有する農地を借り受けて自己の住宅を建築したく、今般の申請に及んだものです。
	です。

	あります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	ただいまの事務局の説明のとおりです。
12番	現地調査の結果、申請地の周辺はほとんどが宅地化した状態の地域内にあ
	り、隣接する農地もありますが、営農への支障も軽微であると思われますので、
	許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、
	番号13を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第3号、番号13は許可することに決定しました。
	次に、議案第3号の番号14を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号14を朗読後、説明】
	本件は、中新田の農地299㎡について、分家住宅敷地に転用したいという
	申請であります。
	借人は、現在住所地にて家族3人でアパート暮らしをしておりますが、子供
	の成長に伴い現在の住居では手狭となり、不便となったことから借人(かりに
	ん)の祖母が所有している農地を借り受けて自己の住宅を建築したく今般の申
	請に及んだものです。
	申請地は、焼津市水道庁舎から西へ約700mに位置している第1種に該当
	する農地です。
	申請地の南側は幹線道路、北側は水路、西側は借人の父母が居住する住宅の
	敷地、東側は貸人の所有している田であります。
	審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります、住
	 宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上
	必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆる「にじみ出し」に該当
	する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断
	 できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
推進委員	7月2日に地区の委員の皆様と現地調査を行いました。

池谷富士雄	申請地はJA大富支店から北へ300mほどにあります。
	本案件は、申請地の地主が孫娘へ分家住宅敷地として貸すという申請であり
	ます。
	借人は現在藤枝市に住まわれています。
	申請地の東側は貸人の田、西側は貸人の宅地、南側は水路を隔てて県道、北
	側は水路を隔てて農道です。
	用水路、排水路及び搬入路のいずれも周辺の農地への影響も少ないと判断さ
	れますので、地区審査では許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、
	番号13を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第3号、番号14は許可することに決定しました。
	次に、議案第3号の番号16を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号16を朗読後、説明】
	本件は、上小杉の農地329㎡について、駐車場及び資材置場敷地等にて使
	用するため、転用したいという申請であります。
	○ 譲受人は上小杉に本社をおき、ステンレスタンクの溶接・加工と設置を行っ
	│ │ ている法人です。下江留にある工場にて製造を行っているところですが、受注
	の増加に伴う出荷前の製品を置く敷地の不足と作業車両の台数増加に伴い現
	在の工場敷地が手狭となってきていたため、これに対応すべく他に駐車場及び
	 資材置場敷地等を求めていたところ、本社の近くに土地が見つかり、譲渡人か
	 らも譲渡について承諾を得たことから、今般の申請に及んだものです。
	申請地は、県立清流館高校から北東へ約400mに位置している第3種農地
	に該当する農地です。
	申請地の西側は道路、北側は水路と道路、東側は雑種地、南側は田でありま
	す。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	ただいま事務局から説明があったとおりです。
15番	申請者の本社の近くに資材置場がないため、当該地を転用したく申請に及ん
	だものであります。
	現地調査の際、申請地が転用されることによって奥に残る田の用水と排水に

	影響を及ぼす可能性が見受けられたため、地区審査会で申請代理人を呼んでヒ
	アリングを行い、用水と排水の経路を確保できることがわかる図面の提出を求
	めました。
	図面の提出も確認でき、周辺の農地への影響も軽微であることから、許可相
	当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、
	番号16を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第3号、番号16は許可することに決定しました。
	次に、議案第3号の番号17を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号17を朗読後、説明】
	本件は、上小杉の農地498㎡について、資材置場及び駐車場敷地として使
	用するため、転用したいという申請であります。
	譲受人は現在、申請地に隣接する土地に事務所を置き、事業を行っていると
	ころですが、事業規模の拡大による資材の増加と事業敷地の不足に対応すると
	ともに、作業時における安全性確保のため、譲受人より申請地を譲り受けて資
	材置場と駐車場敷地として利用したく、今般の申請に及んだものです。
	申請地は、航空自衛隊静浜基地より北西へ約700mに位置している第3種
	農地に該当する農地です。
	最地に図当りる展地です。 申請地の東側は田と道路、西側は宅地、北側は宅地で南側は水路と道路であ
	ります。
	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせ
	ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事
	務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	ただいま事務局から詳しく説明があったとおりです。
15番	先ほどの議案1号番号4、5と関連した案件です。
	申請地周辺に事業所をかまえる申請者が、既存の敷地では手狭となったた
	め、申請地を資材置場と駐車場として転用したいという案件です。
	周辺の農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、

·····	
	番号17を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第3号、番号17は許可することに決定しました。
	次に、議案第3号の番号18を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号18を朗読後、説明】
	本件は、上泉の農地299㎡について、分家住宅敷地に転用したいという申
	請であります。
	借人は、現在住所地にて家族3人でアパート暮らしをしておりますが、子供
	の成長に伴い現在の住居では手狭で不便となってきたこと、また実家の農作業
	の手伝いにおける利便性のため、借人の祖母が所有する実家に隣接する農地を
	借り受け、自己住宅を建築したく本申請に及んだものです。
	申請地は、大井川西小学校から西へ約700mに位置している第1種に該当
	する農地です。
	申請地の東側は水路、西側は貸人の自宅敷地と道路、南側及び北側は貸人の
	所有している畑と水路であります。
	審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります、住
	宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上
	必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆる「にじみ出し」に該当
	する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断
	できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
 議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
1222	す。
地区委員	ただいま事務局から説明があったとおりです。
19番	転用者は土地所有者のお孫さんにあたります。
ТОШ	現地確認の結果、申請地のビニールハウスはしばらく使用した形跡はなく持
	て余している状態で、申請地は水路に囲まれており、住宅建築にあたって周辺
	の農地への影響も軽微であると思われますので、許可相当と判断しました。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
HIX IX	【質疑なし】
	「質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、
	番号13を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第3号、番号13は許可することに決定しました。
	次に、議案第3号の番号19を審議します。
	それでは、事務局の説明を求めます。
 事務局	【議案第3号、番号19を朗読後、説明】
事物用	本件は、上新田の農地338㎡について、資材置場敷地として使用するため、
	平けは、工利田の辰地のの III に フバ・し、貝州 自物 別地として使用するだめ、

	+
	転用したいという申請であります。
	譲受人は申請地の南側に隣接する土地にて、自動車販売、自動車整備業を営
	んでおりますが、現敷地のみでは資材置場等が手狭となってきたことから、新
	たな資材置場を探し、いくつかの土地の候補を検討した結果として整備工場に
	も隣接した申請地について選定し、譲受人からも売却について快く承諾をいた
	だいたため、今般の申請に及んだものです。
	申請地の場所は、大井川グランリバーより北へ約300mに位置する第1種
	に該当する農地です。
	申請地の東側は譲受人の住宅敷地及び事業所敷地で宅地、西側は譲渡人が所
	有する農地含む田、北側は宅地と畑、南側は道路・水路と譲渡人が所有する田
	であります。
	審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります、住
	宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上
	必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆる「にじみ出し」に該当
	する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断
	し、また、第1種農地でありますので代替性の検討が必要となりますが、提出
	された「代替性の検討表」により他(ほか)の土地での代替性がないことを確
	認しており、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま
	す。
地区委員	ただいま事務局から説明があったとおりです。
7番	申請地の一部は木が生い茂った不整形な土地であります。
	現地確認の際に、転用事業者の代表本人がいらっしゃったので、不整形な土
	地でいいのかとうかがいましたが、代替地を探したが見当たらず、事業所と自
	宅に近いので不整形でも使いやすいため問題はないとお答えいただきました。
	資材置場となった場合でも、周辺の農地への影響も軽微であると思われます
	ので、地区審査では許可相当と判断いたしました。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、
	番号19を許可することにご異議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第3号、番号19は許可することに決定しました。
	次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」 を議題とします。
	本議案に関係する八木榮志委員につきましては、本議案の採決が終わるま
	で、退室をお願いします。
	【退室】
	それでは、事務局の説明を求めます。

事務局	【議案を朗読後、説明】
	以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基
	盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするも
	のであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
	【質疑なし】
	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号
	「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異
	議ありませんか。
	【異議なし】
	異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。それでは八木榮
	志委員の入室をお願いします。
	【着席】
	以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。
	ご協力ありがとうございました。
	以上をもちまして、令和4年7月総会を終了します。